鎌ケ谷市教育委員会会議録

令和８年３月定例会

１　期　　日　　令和８年３月２５日（水）午後２時

２　会　　場　　第２委員会室（市役所本庁舎６階）

３　出 席 者　　小 林　修 一　教育長
久 野　義 春　教育長職務代理者
根 本 恵美子　委員
赤 岩 けさ子　委員

４　出席職員　　大 塚　潤 一　生涯学習部長
木 間　幸 司　生涯学習部次長（事）教育総務課長
澤 田　裕 介　生涯学習部主幹
平 野　裕 平　生涯学習部参事（事）生涯学習推進課長
猪 股　興 一　学校教育課長
竹之内　純一　学校教育課指導室長
荻 原　利 浩　生涯学習推進課主幹
後 野　真 弥　文化・スポーツ課長（兼）学芸員
風 野　憲 行　教育総務課長補佐

５　議案事項

議案第１号　鎌ケ谷市小中学校における働き方改革推進プランの改定について

議案第２号　鎌ケ谷市スポーツ推進委員の委嘱について

６　報告事項

報告第１号　令和８年４月の行事予定について

報告第２号　学校の近況報告について（指導）

報告第３号　学校の近況報告について（管理）

７　傍 聴 者

なし

教育長	ただいまから、鎌ケ谷市教育委員会３月定例会を開会します。本日の出席者は４名であります。定足数に達しておりますので、３月定例会を開会します。 本日の定例会の会議録署名委員については、久野委員を指名します。 本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。
教育総務課長	本日の審議案件は、議案事項２件、報告事項３件です。よろしくご審議のほどお願いいたします。
教育長	議案第１号の審議に入ります前に、議案第２号「鎌ケ谷市スポーツ推進委員の委嘱について」、報告第２号「学校の近況報告について（指導)」、及び報告第３号「学校の近況報告について（管理)」はいずれも個人に関する情報を含む事項であります。 よって、これらの案件につきまして、鎌ケ谷市教育委員会会議規則第１３条の規定により、非公開とすることについてお諮りします。 議案第２号、報告第２号及び報告第３号を非公開とすることにご異議ございませんでしょうか。
各委員	異議なし
教育長	ご異議なしと認めます。よって、議案第２号、報告第２号及び報告第３号を非公開といたします。
	議案第１号「鎌ケ谷市小中学校における働き方改革推進プランの改定について」
生涯学習部主幹	令和７年６月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、通称「給特法」の改正がございました。 「一部を改正する法律案の概要」と併せて千葉県教育委員会か

らも、令和７年１０月１０日に、「法施行に向けた留意事項」などについての通知があったところでございます。

今回の給特法の改正においては、教育委員会に対し、「教員の業務量の適切な管理・福祉を確保するための措置」「業務管理・健康確保措置を実施するための計画の策定・公表」及び「計画の実施状況等の公表」を義務づけられることとなりました。また、それら計画の内容及び実施状況の公表については、鎌ケ谷市の「総合教育会議」において報告することが義務づけられました。

給特法の改正、その後の千葉県教育委員会からの通知によりますと、本市では、平成３１年３月に「鎌ケ谷市小中学校における働き方改革推進プラン」を策定し、令和７年３月には最新の本市の状況を踏まえたものとした改定を行ってまいりました。

通知によりますと、この計画を策定するに当たり、今回の給特法の改正に伴う「業務管理健康確保措置実施計画」の内容が、既存の「働き方改革推進プラン」の内容に即しているものであれば、その内容を修正・追記等を行うことで、それをもって計画に充てることができることとなっております。

本市で精査したところでは、既存の「働き方改革推進プラン」が、今回義務づけとなった実施計画の内容に即しているものと判断し、この内容を明記することによって、この通知の内容を充てたいと考えております。

改定の趣旨ですが、「鎌ケ谷市小中学校における働き方改革推進プラン」の冊子をご覧ください。この業務管理・健康確保措置が、今回の改正内容に即していることを明記するために、手書きで訂正・追記等をさせていただきました。

概要については、２ページ、３ページをご覧ください。

国の動向を手書きで記載しました。３ページには、この内容が「業務管理・健康確保措置を兼ねたプランとして改定する」旨を記した文言を明記してあります。

大きな改定の内容につきましては、１６ページにある「関連する取組」「今後のフォローアップ」についてです。

通知内容を考慮し、１０番に改めて先ほど申し上げた文言を明記いたしました。また、教育委員会会議及び総合教育会議で報告

	すること、また毎年度、鎌ケ谷市のホームページで公表することも併記しております。
教育長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見はございますでしょうか。
久野委員	このプランの４ページのグラフに載っている「数値」について教えてください。 この数値は教師からの自己申告によるものなのか、あるいは校長や教頭など、学校の組織がきちんと管理をした上での数値なのか、どちらでしょうか。
生涯学習部主幹	今回の数値ですが、現在、市内各学校には、ＩＣカードのタイムレコーダーが設置されております。 職員は、出勤及び退勤時に自分のＩＣカードをタイムレコーダーにタッチします。そうすることで、出退勤の時間がそれぞれ打刻されます。 毎月各学校から報告される全職員のデータを集計して、こちらに上げており、そのデータに基づいて数値を示しているところでございます。
久野委員	わかりました。
教育長	ほかに、ございますでしょうか。
根本委員	９ページに「７つの方針」が記載され、具体的な説明が併記されてあります。 教職員が担っている業務として、「基本的には学校以外が担うべき業務」と「学校の業務だが、必ずしも教職員が担う必要のない業務」「教職員の業務であるが、負担軽減が可能な業務が含まれている」「本来家庭や地域で行うべきことを学校で行ってきたこれまでの意識を変え、学校が行うべき業務は学習・諸活動に応じて適正化していく」といった趣旨のことが書かれてあります。

なんとなく分かるような気がするのですが、このなかの「本来家庭や地域で行うべきことを学校で行ってきた」という点、これは「躾（しつけ）の問題」というものが一番顕著になるのではないかと思いますが、「躾（しつけ）」のほかに、どういうものがあるのか具体的に教えてください。

生涯学習部主幹

こちらの３つの業務の分類につきましては、「働き方改革推進プラン」において、文部科学省や千葉県が平成３１年に明示した３つの分類に拠っています。

本日、手元に具体的な資料は持ち合わせていないのですが、一例を申し上げますと、例えば「登下校の指導」については、本来は家庭や地域が担うべき業務であるとされております。

学校としては、授業等の教育活動が終了して下校した後は、「地域全体の見守り」を強化することで、教員はその勤務時間終了（１６時３０分）までの時間を教材研究や明日の授業の準備、採点等に充てるということが明記されています。

久野委員

ということは、登下校の時間帯の指導は、本来は学校の業務ではないというふうに考えているという理解でよろしいですか。

生涯学習部主幹

この業務は、学校から切り離すことのできる業務として、今後検討していくということになります。しかし、一概にはその業務を切り離すことはできていない状況にありますので、本市では、学務課やボランティアの方々にパトロールを実施していただいたり、青少年センターがパトロールしていただいたりと、市のほうで、登下校の安全を見守る活動を行っているといった状況にあります。むろん、今後もまた検討していくものと考えております。

久野委員

つまり、義務教育だから、親御さんは子どもを学校に行かせる義務があるということから、「登下校の安全指導」といったものは、家庭や地域の義務事項に含まれるという文科省や県の考え方に基づいていると理解してよろしいですか。

生涯学習部主幹	文部科学省や千葉県の方向性については、「切り離すべき業務」と、はっきり明記はされておりません。実際、「早急かつ完全に切り離す」というのは難しいものであろうと思われます。 登下校の安全指導等については、各学校における取組を充実させていきながら、いずれは地域や家庭への移行も検討材料に入ってくるかと考えております。
久野委員	先ほどの文言に「学校が行うべき業務は、学習や諸活動に応じて適正化していく」とありますね。 私は個人的には、学力とかそういうものを高めていくのが学校の役割なのだと認識しているのですが、「子どもを大人にしていく」というような表現が仮にあるとすれば、小学校で、大人にするための教育や学習とはどういうものなのか。さらに踏み込んで言えば、そもそも、その表現は果たして適切なのかと思うのですね。教育委員会では、どのようなお考えをお持ちですか。
生涯学習部主幹	教育に関しては、確かに人格の形成などが主になっておりますので、この辺りの本文の表現については、以後、さらなる検討をしていく予定です。 今回、この改定をさせていただいておりますが、千葉県教育委員会からも新たに「働き方改革推進プラン」の改定が先日示されております。また、国（政府）の方針によりますと、令和１１年度以降は、月当たりの時間外勤務を３０時間までに減らすということが明記されております。 このあたりの文言の精査につきましては、4月からまた改定のプランを検討していきますので、いただいたご意見を参考に、きちっと分かりやすく明記していきたいと考えております。
久野委員	勤務時間がどうこうじゃなくて、「学校の行うべき業務は、子どもたちを大人にしていくこと、すなわち人格形成なんだ」ということに違和感をおぼえるのですね。だから、これは今後、検討する必要はないと思うんですね。 これが正しければ正しい。ちょっと違うかなと思ったら修正す

る。それでいいことであって、国や県がこうだから、市もこうだよというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

生涯学習部主幹　今後、さらなる検討をかさねます。

根本委員　地域保護者、教育委員会、あるいは学校と地域ということは何十年も前から言われていますが、この「働き方改革」のなかで発案されていることは、例えば、部活動の指導者の民間への委託など、「地域との連携」というものに重きを置いているように思います。

部活動一つを取り上げても「地域のスポーツ団体」などとの関わりが主であろうというふうに考えていたのですが、結果的には「業者委託をするんだ」という設定になっている。

「指導者として適任な者は、業者が選んだ職員」という内容で、市は業者と委託契約を結ぶようですが、業者と契約を締結するのは、ある意味、仕方のないことだとは認識しています。市内の地域スポーツ団体などの指導者を活用するということになると、今度は資格の有無といった問題にぶつかってしまいますので。

ただ、「生涯学習」というものを、学校はどれだけ意識的に考えているのだろうと、首をかしげざるを得ない一面もあります。

生涯学習とか生涯教育という問題は、あまり教育の現場には出てこないように見えます。

「地域」というものを「生涯学習」という観点から考えていくことができるのであれば、公民館などの学習センターは地域の方々を対象に様々な事業を行っているのですから、学習活動も生涯教育と一体となって考えていくことはできるのではないかと思っています。

今まで教育委員をさせていただいておりますが、どうも生涯学習と言いながら、学校は、「学校と生涯学習・社会教育は別々だ」という意識が強固なのではないか、と感じるんですね。

私は折にふれて、「生涯学習と学校教育が、融合することはできないんだろうか」と考えることがあるのですが、それを考える

たびに、学校の先生方の生涯学習や社会教育に対する意識が、少し低いように感じられて仕方ありません。

これまで市内の地域ごとに市が設置した公民館をはじめ、児童センター、図書館、スポーツ施設、そういうものは各々の地域に根差した施設だと思うんですね。そのように、地域の住民を対象に活動している施設なのですから、こうした施設をいかに活かすかという視点があって然るべきと思うのですが、実際にはあまりないような気がします。

社会教育や生涯学習といった様々な活動が、学校教育においては、その一端さえ垣間見ることがないというのが、私には正直、不思議なことに思えます。納得いかないんですね。

学校教育は、果たして生涯学習というものをどう考えているのか。その辺りをぜひともお聞かせ願いたいです。

久野委員

私は、学校教育と社会教育、家庭教育というものは、それぞれ無関係に動いているものではなくて、全てが連動して、歯車が噛み合うような相関的な関係にあると思っています。

しかし、いまの学校の姿勢からは、どうも「学校教育は、学校で行う教育なんだ」という風潮のようなものが強まっていて、それに固執してしまっているように見えます。

「働き方改革」というのは、学校の先生方が長時間、学校の膨大な業務に拘束されて大変な思いをしているという現状に鑑みて出てきた施策かと思いますが、最終的には教職員一人一人の「意識」に関わってくる問題じゃないかなと思うんです。

にもかかわらず、「労働時間を短縮するためには、どうすればいいか」ということばかりに思惟を巡らせている感じがして、「それは少し違うのではないか」という違和感が拭えないのですね。

やはり、教職員一人一人の意識の持ち方があって、それは人それぞれなのだから、そうした教職員の意識の多様性を踏まえながら「働き方改革」を進めていくのが理想ではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

教育長

指導室長、各教育委員のご意見を踏まえて、なにかありますか。

何かおっしゃることがあれば。

指導室長

久野委員からご指摘のありました「地域との連携」については、１年前、この教育委員会定例会で、コミュニティスクールについての規約改正をめぐり、話題となったところです。

年度初めにも、規約の修正に際してご意見をたまわったところですが、本年度につきましては、道野辺小学校で試験的に運営しております。運営を進めていくに当たっては、公民館の館長も委員として所属することで、様々なご意見をいただいております。

現在、委員のメンバーには、ＰＴＡ会長をはじめ、保護者代表、地域住民代表がおり、コミュニティスクールに対して興味を持たれた方も学校長の推薦によって委員になることが可能となっております。

また、コミュニティスクール及び市内すべての小中学校には、すでに「地域学校協働本部」が設置されており、殊に道野辺小学校の場合は、コミュニティスクールと地域学校共同本部ボランティア団体が互いに手を携え、子どもの見守り、放課後の過ごし方、子どもの学びの時間など、「地域」の力を借りながら学校教育に参画をしていただいています。その結果、先生方の負担の軽減につながっています。

来年度（令和８年度）には、残りの市内１３校全てに、コミュニティスクール導入の準備をしているところですので、より一層、地域と学校の連携といったものを進めていく予定となっております。

久野委員

「公民館の館長を委員にしているから、それでいいんだ」という考え方がそもそも間違いですよ、と私は申し上げているのです。

私は、様々な事業や活動のなかには、融合すべき施策があると言っているわけで、「地域の人を委員にしているから」「公民館の職員も委員にしているから」、だから「融合も図れているんですよ、一緒にやっているんですよ」というのは、これはちょっとおかしい発想だと言っているわけです。

活動そのもの、その事業そのものが一緒にできるものこそが地域との連携であって、「委員に委嘱してその委員会でＯＫをもらったからそれでいい」という考え方、それ自体がおかしいと言っているのです。

ですから、ただいまのような話を聞くと、「やはり、生涯学習や社会教育の考え方と学校の先生方の考え方は違うな」と残念に思いますね。

コミュニティスクールにしても、生涯学習や社会教育行政の範疇で考えていたのは、「地域と学校が連携して、地域住民を対象に、学校の先生方が持っている知恵や知識、そういうものを地域に還元してもらおう」というものなんですね。

にもかかわらず、現在のコミュニティスクールというのは、そういうことは一切念頭に置かれていないですよね。だから、その辺りからして、「歯車が合っていないな」と感じるわけです。

いまの段階で、学校教育というものを、社会教育との連携を含めて考えておかないと、生涯学習そのものが言葉だけのものになってしまうのではないかと懸念しております。

そのあたり、よろしくお願いしたいと思います。

教育長

よろしいですか。

指導室長、ただいまの発言に対して、なにかありますか。

指導室長

いま一度、私のほうで擦り合わせをさせていただきます。

確かに現在、コミュニティスクールでは、公民館の館長には、学校長の姿勢やご理解をいただいた上で委員になっていただいております。ただ、そちらは「何かを決定していく」ものではなく、「方向性についてご意見をいただく」といった形になっております。

そして、「地域学校協働本部」のボランティア団体に地域コーディネーターが話を下ろしていき、橋渡しとして、実際に地域の力を借りながら、学校と地域の方々が同じ方向を向いて子どもたちの育成を推進していくものになります。

コミュニティスクールで、地域との活動について課題等が持ち

上がった場合、「どのように具現化できるか」ということは、その各地域の地域特性に応じて検討されるべきものと思いました。
貴重なご意見として受け止め、新たにコミュニティスクールを立ち上げる学校や、引き続き推進していく学校において、いただいたご意見も含め、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

久野委員　先ほど言いましたように、ここで結論を出す問題ではないので、今後どうぞ生涯学習関係も社会教育関係も含めて、学校教育との関わりというものをぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

教育長　他にございますでしょうか。よろしいですか。
それでは、お諮りいたします。議案第１号につきまして、提案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員　異議なし。

教育長　ご異議なしと認めます。よって、議案第１号「鎌ケ谷市小中学校における働き方改革推進プランの改定について」は、提案のとおり可決されました。

《ここから非公開》

議案第２号「鎌ケ谷市スポーツ推進委員の委嘱について」

議案第２号「鎌ケ谷市スポーツ推進委員の委嘱について」は、意義なく原案のとおり可決されました。

教育長　以上で、議案事項を終了します。

	《ここまで非公開》
	…… ここから報告事項 ……
	報告第１号「令和８年４月の行事予定について」
教育総務課長	※資料に基づき、報告を行いました。
教育長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見はございますでしょうか。
各委員	特になし。
教育長	それでは、つぎに移ります。
	《ここから非公開》
	報告第２号「学校の近況報告について（指導）」 報告第３号「学校の近況報告について（管理）」
学校教育課長 生涯学習部主幹	報告第２号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第３号「学校の近況報告について（管理）」について、報告がありました。
	《ここまで非公開》
教育長	質問やご意見はございますでしょうか。 よろしいですか。

教育長

それでは、本日の定例会における議案事項、報告事項については全て終了いたしました。

これをもちまして、鎌ケ谷市教育委員会３月定例会を閉会いたします。

鎌ケ谷市教育委員会会議規則第３２条の規定に基づき署名する。

令和８年１０月１６日

教育長　　小林　修一

教育委員　　久野　義春

作成者　　風野　憲行